

第4章（施策の方向性Ⅳ）

特別支援教育を推進する体制の整備・充実

- 1 専門性の高い教員の確保・育成
- 2 学校や区市町村に対する総合的な支援体制の充実
- 3 関係機関等との連携強化及び特別支援教育の理解促進



掲載場所	作品名	氏名	学校名・学部・学年
上段左	桜並木	コレア ポション	都立葛飾ろう学校中学部 3年
上段中央	花かがり	大森 颯音	都立中野特別支援学校高等部 1年
上段右	ラブカ	加藤 太一	都立高島特別支援学校小学部 4年
下段左	工場のえんとつ	佐藤 隆伝	都立葛飾ろう学校中学部 2年
下段中央	髪の毛の子だ〜れだ?	藤田 彩	都立墨田特別支援学校高等部 2年
下段右	将来の夢 (ハンバーガー屋さん)	長谷川 優真	都立墨田特別支援学校高等部 1年

1 専門性の高い教員の確保・育成

(1) 大学等と連携した質の高い人材の養成・確保と教員の柔軟な配置

具体的な取組

① 東京教師養成塾を活用した人材養成

今後、障害のある児童・生徒等の増加傾向が予測されることを踏まえ、特別支援教育に関する知識と能力を備えた教員を確保していく必要があります。

このため、教員を目指す学生を養成する「東京教師養成塾（小学校コース・特別支援学校コース）」において、特別支援教育への理解を深める講座や実習等を実施し、学生の段階から特別支援教育への理解促進を図っています。

今後も特別支援教育の知識と能力を備えた人材を養成していくことが不可欠であることから、引き続き東京教師養成塾において、学生の段階から特別支援教育への理解を深める取組を実施していきます。

小学校コースでは、都立特別支援学校の参観や特別支援教育に関する講座・演習の実施により、小学校の教員を志す学生の特別支援教育への理解を深めていきます。

また、特別支援学校コースでは、特別な支援を必要とする児童・生徒等に対する様々な場面での適切な支援の方法や、障害の特性に応じた教材や指導法の工夫等について、講座・演習の実施を通じて、特別支援学校の教員を志す学生を養成していきます。

あわせて、指導主事等が教員養成系大学を訪問し、大学の関係者及び学生に対して東京教師養成塾の事業内容を説明するなど、本事業への理解を促進するための取組を充実させていきます。

② 教員養成系大学等との連携による特別支援教育の推進


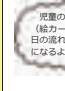
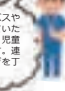
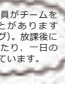
都教育委員会では、教員養成系大学等へ指導主事等を派遣し、教員を目指す学生を対象に講義を実施することで、特別支援教育に関する理解啓発を図っています。

また、教員を目指す学生向けに教職の魅力や都の教育の特色、採用時点で身に付けておいて欲しい力などをまとめた「東京都教職課程学生ハンドブック」で、特別支援教育に関する記述を充実して教員養成系大学において配布し、周知を図っています。

特別支援学校教諭免許状（以下「特支免許状」という。）を取得することができる大学が増加している中、今後もこうした取組を継続していく必要があります。

このため、引き続き教員養成系大学等と連携し、指導主事等を派遣して特別支援教育の現状や求める教師像等に関する講義を行うことで、教員を目指す学生への理解啓発を図っていきます。

また、教職課程を開設している大学等の実情を把握した上で、「東京都教職課程学生ハンドブック」を配布することで、教員を目指す学生へ特別支援教育に関する情報を確実に発信していきます。

4 特別支援学校 (小学部の場合)	
(1) 特別支援学校 (小学部の場合) の一日 (例)	
8:15	授業前 ●一日の予定を確認し、授業の準備をします。  教室や校門で、登校する児童を笑顔で迎えるようにしています。児童の表情や言動などから、健康状態を把握します。また、連絡帳なども活用して、家庭での様子も把握しています。
8:40	朝の会 ●出欠確認と健康観察をし、一日の予定を確認します。  児童の実態に合った教材 (絵カード等) を使って、一日の流れが分かりやすいものになるよう工夫しています。
9:00	授業 ●年間指導計画を踏まえて作成した、週ごとの指導計画に沿って、授業を展開します。 POINT ・専ら教育課程では、児童の状態や特性に応じた配慮をしながら、通常の小学校等と同じ内容の指導を行います。 ・知的障害特別支援学校では、障害の程度に合わせて、教員の指導や各教科等を合わせた指導等を行います。 ・障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を学習活動として「自立活動」の指導があります。各教科等の指導も「自立活動」の指導との関連を図ることが必要です。 ・学習指導要領に基づいて、児童に身に付けさせたい力を明確にした学習指導要領を作成します。 ・「個別指導計画」に基づき、児童一人一人の実態や課題に応じた手だてを工夫します。 ・学校の教員だけでなく、外部専門家や医療機関等と連携しながら指導を進めることが重要です。
12:15	給食 ●協力して効率よく配膳できるよう指導します。 ●食育の観点も踏まえて、給食指導を行います。 POINT ・障害の状態や程度に応じて食具 (食器) の使い方の指導や給食指導を行います。 ・食物アレルギーへの配慮や実態に応じた食物形態の提供等には積極的に取り組みます。
12:50	昼休み POINT ・給食は、教室でクラスごとに食べる学校や、食堂を利用する学校があります。
13:20	授業 POINT ・授業時間は基本的に45分間ですが、指導効果を高めるために授業時間の弾力が活用運用を行うこともあります。
14:55	帰りの会 ●翌日の予定を確認し、学習等の見直しをもたせます。 ●連絡帳に今日の様子や連絡事項等を記入します。 ●保護者が送迎を行っている場合は、一日の様子などについて、伝えます。  特別支援学校では、スクールバスや放課後デイサービスを利用していたり、寄宿舎を活用していたり、児童によって下校の方法が異なります。連絡帳等を活用し、下校時の引継ぎを丁寧に行うようにしています。
15:10	放課後  授業では、複数の教員がチームを組んで指導を行うことがあります (チーム・ティーチング)。放課後に各自の打ち合わせをしたり、一日の指導を振り返ったりしています。
16:45	

【東京都教職課程学生ハンドブックにおける特別支援教育の記述例】

③ 特別支援学校教諭免許状の取得等による専門性の向上

ア 特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の取得促進

教育職員免許法 (以下「免許法」という。) には、特別支援学校の教員は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状 (以下「幼・小・中・高の免許状」という。) 及び特支免許状を有していなければならないことが規定されていますが、当分の間、幼・小・中・高の免許状を有していれば、特別支援学校の相当する各部 (幼稚部・小学部・中学部・高等部) の教員になることが可能と規定されています。

都教育委員会では教員の特別支援教育の専門性を向上させる観点から、免許法認定講習⁸⁰ (特別支援学校教諭二種免許状部門) や、免許法認定通信教育⁸¹ の受講費用補助により、特別支援学校教員の特支免許状の取得を促進してきました。

⁸⁰ 一定の教員免許状を有する現職教員が上位の免許状や他の種類の免許状を取得するために必要な単位の修得と教員の資質向上を目的として、都教育委員会が文部科学大臣の認定を受けて開設する講習

⁸¹ 一定の教員免許状を有する現職教員が上位の免許状や他の種類の免許状を取得しようとする場合に、大学の教職課程によらずに必要な単位の修得するために、大学等が文部科学大臣の認定を受けて開設している通信教育

今後も特別支援学校教員の特支免許状の取得を促進していくため、特支免許状の免許法認定講習を夏季休業期間中等に開講し、特別支援学校教員の特支免許状の授与に必要な単位修得の機会を確保していきます。

また、特別支援学校教員が免許法認定通信教育を受講し、特支免許状を取得した場合に受講費用等を補助する取組を継続していきます。

イ 特別支援学級担当教員の特別支援学校教諭免許状の取得促進

免許法上、その保有が要件となっていない都内公立学校の特別支援学級（通級による指導及び特別支援教室を含む。以下同じ。）担当教員についても、特別支援学校教員と同様の観点から特支免許状の取得を促進していますが、特別支援学級担当教員の特支免許状保有率は必ずしも増えていません。

特別支援学級に在籍する児童・生徒数が増加している中、特別支援学級担当教員の専門性の確保は、都内公立学校における特別支援教育の充実に関わる課題となっています。

このことから、今後も都内公立学校の特別支援学級担当教員の特支免許状の取得に必要な単位修得の機会を確保するため、免許法認定講習（特別支援学校教諭二種免許状部門）を夏季休業期間中等に開講していきます。

また、令和3年度から開始した、特別支援学級担当教員が免許法認定通信教育を受講し、特支免許状を取得した場合に受講費用等を補助する取組を継続していきます。

加えて、固定学級の中では知的障害学級に在籍する児童・生徒の割合が多いことを踏まえ、知的障害学級の担当教員のうち、特支免許状を取得していない者を対象に、特支免許状の取得の前段階として、免許法認定通信教育の知的障害に関する科目を受講し、単位を修得した者に対して、新たに受講費用等を補助することで、その修得を推進し、教員の専門性向上に取り組んでいきます。

さらに、通級による指導の中では特別支援教室に在籍する児童・生徒の割合が多いことを踏まえ、特別支援教室の担当教員のうち、特支免許状を取得していない者を対象に、特支免許状の取得に至る前段階として、免許法認定通信教育の発達障害に関する科目を受講し、単位を修得した者に対して、新たに受講費用等を補助することで、その修得を推進し、教員の専門性向上に取り組んでいきます。

ウ 通常の学級の教員の発達障害に関する理解促進

発達障害の可能性のある児童・生徒は、通常の学級を含め全ての学校・学年・学級に在籍しているものと考えられることを踏まえ、全ての教員の発達障害に関

する理解や基本的な知識など、その資質をより高めることができる取組の充実が必要です。

このため、通常の学級を含めた都内公立学校の全ての教員が、発達障害教育に関する基本的な知識を習得し、理解することができるよう、免許法認定通信教育の発達障害に関する科目を受講し、単位を修得した者に対して、新たに受講費用等を補助することで、その修得を推進し、通常の学級を含めた都内公立学校の教員全体への支援に取り組んでいきます。

④ 特別支援学校教諭免許状保有者の積極的な活用等

都教育委員会では、特支免許状を保有している教員を、区市町村教育委員会が積極的に特別支援学級担当教員として配置し、その専門性を有効に活用していくことができるよう、人事配置等を通じて支援してきました。

また、特別支援教育に必要な資質と能力をもった教員を確保するため、都内公立学校の教員を対象とした小・中学校の特別支援学級担当教員の公募人事を実施しています。

今後も小・中学校の特別支援学級は増加が見込まれていることから、特支免許状を保有する教員や専門性の高い教員を積極的に特別支援学級担当教員として配置していくことが求められます。

このため、こうした教員を区市町村教育委員会が積極的に特別支援学級へ配置し、その専門性を有効に活用できるよう、人事配置等を通じて引き続き支援していきます。

また、特別支援教育に関わる教員の公募による異動の仕組みを継続することで、区市町村教育委員会の人事構想に沿った、特別支援教育に関する意欲や専門性の高い教員の特別支援学級への配置を実現していきます。

令和3年度 東京都公立小中学校教員公募について

公募 での異動によってあなたの力をさらに発揮してみませんか？

公募とは
 東京都教育委員会 → 区市町村教育委員会 → 公立小中学校教員
 応募・配属等による選考
 地域の教育施策や特色ある学校づくりを理解した意欲のある教員がほしい！
 自身の経験や能力を発揮して働きたい！

【実施する公募の位置】
 (1) 豊島・昭島区公立小中学校教員公募
 (2) 西多摩地区公立小中学校教員公募
 (3) 区域・市域公立小中学校教員公募

【公募種】
 ●小中学校初任採用公募 ●小中学校区別採用公募
 ●小中学校経験者採用公募 ●小中学校経験者採用公募
 ●特別支援学校採用公募 ●特別支援学校採用公募
 ●特別支援学校採用公募 ●特別支援学校採用公募
 ●特別支援学校採用公募 ●特別支援学校採用公募
 ●コミュニティ・スクール公募

※詳細は、東京都教育委員会や各区のホームページをご覧ください

★ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、公募説明会は実施いたしません。
 ★ 各区市町村教育委員会が求める人材については、以下のリンク先のPRシートやホームページを御覧ください。
 ★ 令和4年度再任用教員としての任用を希望する方も応募できます。

積極的な教員公募への応募をお待ちしています!

教員公募の応募について
https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/staff/personnel/screening/public_off/mq/ronshu.html
(中略の公募の応募ページが掲載されています)

教員公募の募集情報について
https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/staff/personnel/screening/public_off/entry_orientation.html
(各区域のPRシートが掲載されています)

東京都教育庁人事部

【小・中学校の教員公募の案内】

⑤ 異校種期限付異動による専門性の向上

現在、都教育委員会では、異なる学校種別で勤務し、多様な経験を積んだ専門性の高い教員の確保やその育成、活用を図る観点から、小・中学校及び都立高校等と都立特別支援学校との間において3年間の異校種期限付異動を実施し、教員の特別支援教育に関する専門性を高める取組を行っています。

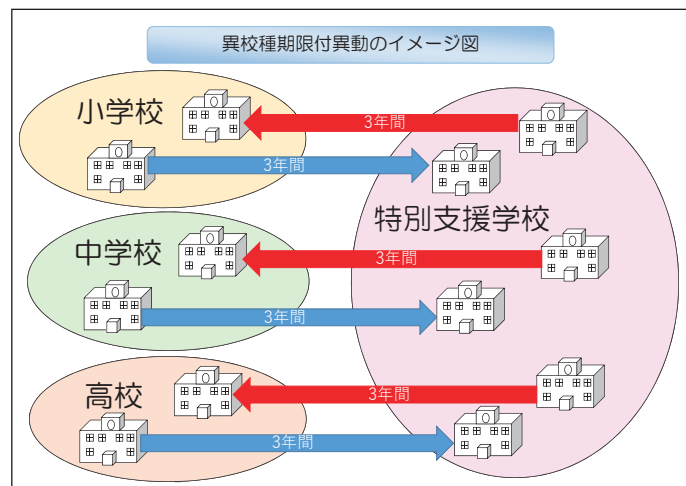
今後こうした異校種間での人事異動を一層促進する中で、異動期間中に得られた知識や経験を、異動前の学校や区市町村教育委員会により実効的に波及させていくためには、期限付異動期間中の更なる意図的・計画的な人材育成が必要です。

そこで、小・中学校及び都立高校等の教員が都立特別支援学校へ3年間の期限付きで異動し、障害の特性に応じたきめ細かい指導を経験することで、小・中学校及び都立高校等に戻った後は、地域の特別支援教育を推進する役割を担う人材となるよう育成していきます。

また、都立特別支援学校の教員は、小・中学校及び都立高校等に3年間の期限付きで異動することで、校内でのOJTや研修会を実施することなどにより異動先に在籍している教員の特別支援教育への理解を促進し、指導力を向上させる役割を担います。

加えて、小・中学校及び都立高校等における集団指導や教科指導の経験を通じて、特別な支援を必要とする児童・生徒が抱える困難さへの理解を深めることができます。期限付きで異動した教員が都立特別支援学校に戻った後は、都立特別支援学校におけるセンター的機能の充実に寄与する人材となるよう育成していきます。

教員の公募、異校種への異動、異動先から戻った後の成果還元という異校種期限付異動の一連の流れを区市町村教育委員会と連携してより計画的に進めるために、「育成ガイドライン（仮称）」を策定することなどにより、人材育成を推進していきます。



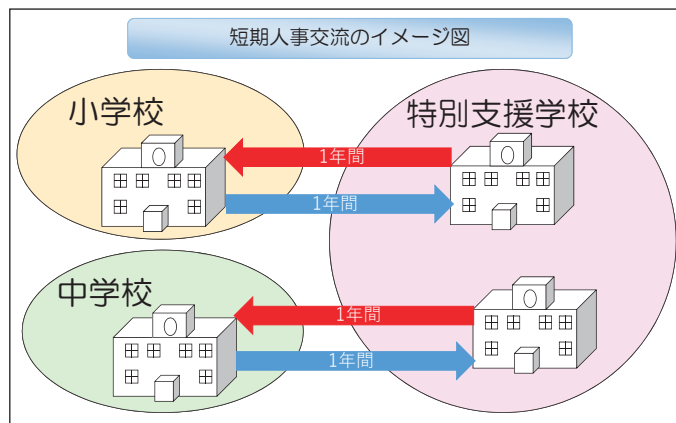
⑥ 短期人事交流による専門性の向上

小・中学校の特別支援学級を担当する教員には、特別支援教育に関する専門性がより求められます。短期間であっても都立特別支援学校での実務を経験し、障害特性や一人一人の教育的ニーズに応じた支援や指導を行うことは、特別支援教育の本質を理解する貴重な機会となります。

また、都立特別支援学校で身に付けた専門性や実践力などを小・中学校の特別支援学級において発揮することにより、指導力の組織的な向上が期待されます。

一方、都立特別支援学校の教員は、特別支援学校における指導の中では、集団に対する学習指導や生活指導に関する専門性が養われにくい一面があります。短期間であっても小・中学校での実務を経験し、多数の様々な児童・生徒に対する状況に応じた学習指導や生活指導、保護者対応を行うことは、専門性を広げる貴重な機会となります。小・中学校において身に付けた知識や経験を都立特別支援学校において活用することで、より小・中学校の実情を踏まえた適切な支援ができるようになり、特別支援学校のセンター的機能の充実が期待されます。

こうしたことから、小・中学校の特別支援学級担当教員と都立特別支援学校教員を1年間の期限付きで相互に派遣する短期人事交流をモデル実施します。学校全体の教員の特別支援教育の専門性向上や、都立特別支援学校と小・中学校との連携を推進することなどについて、効果を検証していきます。



⑦ 特別支援学級での勤務経験を活用する異動の実施

ア 特別支援学級間での異動促進による指導の質の維持・向上

これまでの教員の異動の仕組みでは、小・中学校の特別支援学級で継続して経験を積みたい教員にとって、制度を活用しにくい一面があったため、特別支援学級から通常の学級に異動する教員もいました。そこで、特別支援学級間での人事異動を促進するため、令和3年度に教員定期異動要綱を一部改正しました。人事異動後も引き続き特別支援学級での勤務の継続を促進し、特別支援学級での指導

経験のある教員を確保することで、特別支援学級における指導の質の維持・向上を図ります。

イ 特別支援学級中核教員の認定

小・中学校の特別支援学級では、年度末の学級数の増減に伴い、指導経験豊かな教員が人事異動により転出し、結果として指導経験の少ない教員の割合が大きくなる傾向にあります。

そこで、特別支援学級での勤務経験や特別支援教育に関する専門性を有し、熱意のある教員を中核に据えることで、安定した人材育成を図り特別支援学級の組織体制を強化します。

具体的には、特別支援学級での勤務経験や一定の専門性を有する教員を「特別支援学級中核教員」として認定し、認定された教員を中心に小・中学校の特別支援学級を運営していくことで、校内の特別支援学級担当教員の育成を図っていきます。

あわせて、人事異動において、認定された教員を区市町村教育委員会の状況に基づき計画的に配置することで、特別支援学級の指導の質の維持・向上を図っていきます。

年次計画

取組分野	個別事業	平成 29～令和 3 年度 (第一次実施計画)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
(1) 大学等と連携した質の高い人材の養成・確保と教員の柔軟な配置	① 東京教師養成塾を活用した人材養成	教師養成指定校や区市町村教育委員会等と連携した講座等の工夫改善	教師養成指定校や区市町村教育委員会等と連携した講座等の工夫改善			
	② 教員養成系大学等との連携による特別支援教育の推進	教員を目指す学生への理解啓発、情報提供	教員を目指す学生への理解啓発、情報提供			
	③ 特別支援学校教諭免許状の取得等による専門性の向上					
	ア 特別支援学校教員の特支免許状の取得促進	認定講習等による免許状の取得促進	認定講習等による免許状の取得促進			
	イ 特別支援学級担当教員の特支免許状の取得促進	・認定講習等による免許状の取得促進 ・認定通信教育の対象に追加	・認定講習等による免許状の取得促進 ・認定通信教育の受講費用等の補助による知的障害・発達障害に関する単位修得の促進			
	ウ 通常の学級の教員の発達障害に関する理解促進	(新規事業)	認定通信教育の受講費用等の補助による発達障害に関する単位修得の促進			
	④ 特別支援学校教諭免許状保有者の積極的な活用等	・特別支援学級への特支免許状保有者の配置支援 ・特別支援学級等公募人事の実施	・特別支援学級への特支免許状保有者の配置支援 ・特別支援学級等公募人事の実施			
	⑤ 異校種期限付異動による専門性の向上	異校種期限付異動の実施	・異校種期限付異動の実施 ・「育成ガイドライン(仮)」の作成	・「育成ガイドライン(仮)」による計画的な人材育成の推進		
	⑥ 短期人事交流による専門性の向上	(新規事業)	短期人事交流に向けた準備	短期人事交流のモデル実施	状況把握・成果検証	
	⑦ 特別支援学級での勤務経験を活用する異動の実施					
	ア 特別支援学級間での異動促進による指導の質の維持・向上	教員定期異動要綱の一部改正	一部改正要綱に基づく人事配置			
	イ 特別支援学級中核教員の認定	(新規事業)	特別支援学級中核教員の認定	特別支援学級中核教員の認定と配置		

(2) 専門性の向上に向けた研修等の充実

具体的な取組

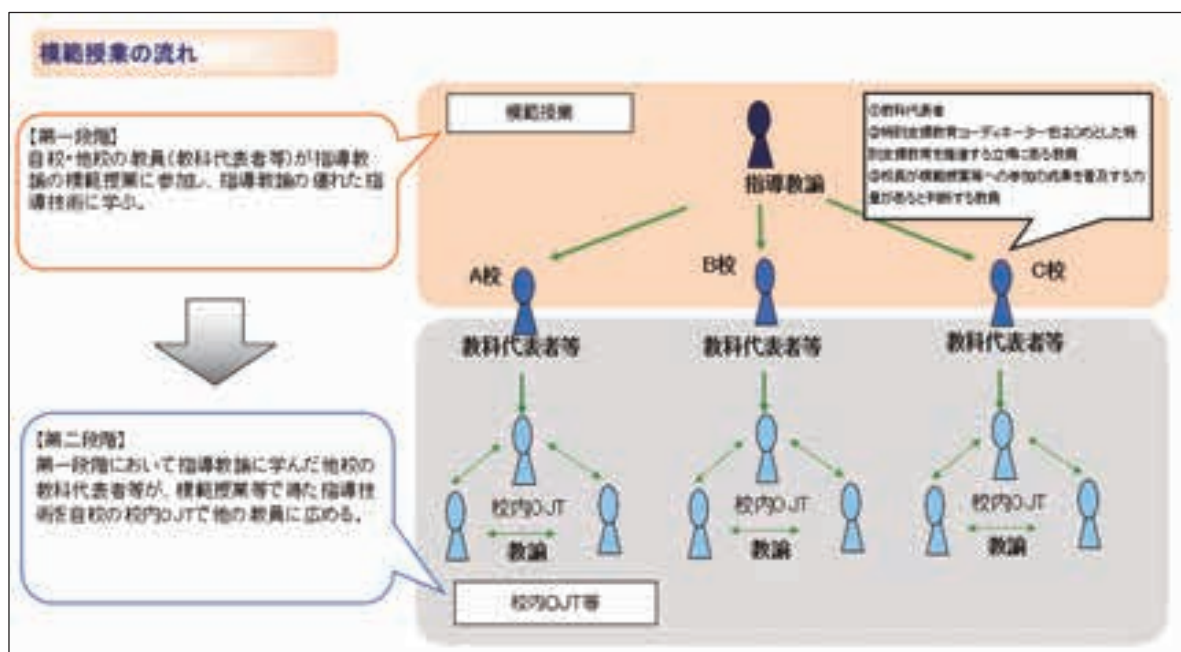
① 指導教諭を活用した教員全体の専門性の向上

校種や教科ごとに任用される指導教諭⁸²は、模範授業等を通じて他校の教科代表者等の教員に自らの指導技術を普及させています。それを受けて、模範授業等に参加した教員は、学んだ指導技術を校内OJT等で他の教員に広めています。この指導教諭については、任用者数を増やすとともに、模範授業等へ参加できる校種を拡大し、都内公立学校全体における特別支援教育の指導力を高めてきました。

今後は指導教諭のより一層の活用を図り、教員の特別支援教育に関する専門性を高めていく必要があります。

このため、指導教諭の模範授業等には、教科代表者に加え特別支援教育コーディネーターをはじめとした各学校で特別支援教育を推進する立場にある教員等も参加できるように、参加対象範囲を拡充していきます。

このことにより、特別支援教育に対する専門性の高い教員による校内OJT等を各学校が行い、教員全体の特別支援教育に対する理解を深めることを促して、教員全体の一層の専門性・指導力の向上を実現していきます。



【指導教諭による模範事業の流れ】

⁸² 児童・生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う職（学校教育法第37条第10項）

② 特別支援教育に関する研修の充実

教員一人一人が特別支援教育の理念や現状を理解し、特別な支援を必要とする児童・生徒等に対する指導力の向上を図ることができるよう、東京都教職員研修センターにおいて特別支援教育に関する研修を充実してきました。

また、同センターでは、授業力向上を目指す学校や教員を対象に授業づくりの支援のための相談や資料提供を行っており、特別支援教育に関する相談にも対応しています。

今後も特別な支援を必要とする児童・生徒等に対する教員一人一人の指導力の向上を図るため、特別支援教育に関する研修を更に充実していく必要があります。

ア 特別支援教育コーディネーター研修の充実

全ての学校に配置されている特別支援教育コーディネーターは、関係者間の調整を図りながら具体的な支援策を実行できる能力を備えることが求められます。

このため、特別支援教育コーディネーターに指名された教員が、学校内の特別支援教育を推進する中心的な役割を果たしていくことができるよう、引き続き特別支援教育コーディネーター研修を実施し、資質能力の向上を図っていきます。

また、ベーシックやアドバンスなど、内容別に選択できる講座を設定するとともに、動画配信等を用いた研修を実施する等、研修内容の充実や受講機会の拡大を図り、全ての学校の特別支援教育コーディネーターに研修の受講を促していきます。

イ 職層や経験に応じた研修の充実

全ての学校において特別支援教育を充実させるためには、全ての教員が特別支援教育に関する理解を深める必要があります。現在も職層研修や経験年数に応じた必修研修において、各校種の教員を対象に特別支援教育に関する様々な研修を展開しています。今後も特別支援教育に係る最新の動向等を踏まえた研修を実施していく必要があります。

このため、今後も職層研修や経験年数に応じた必修研修を計画的に実施するとともに、特別支援教育に係る研修内容の更なる充実を図っていきます。

中堅教諭等に対する研修では、障害種別の実態に応じた研修の実施や、研修動画等の内容の工夫により指導力の向上を図るほか、小・中学校や都立高校等の教員に都立特別支援学校の教員を加えた混合グループを編成し、研修を実施することで、障害への理解と対応力の向上を図ります。

また、若手教員に対する研修では、都立高校等の初任者を対象に通級による指導の体制及び発達障害に対する理解を深める内容を実施する等、特別支援教育の最新の動向等を踏まえた研修内容の充実を図ります。

ウ 教員の専門性を高める研修の充実

特別支援教育に関する専門性を高める研修として、「東京教師道場（特別支援教育担当教員向け）」や、特別支援教育に関する「専門性向上研修」、「リーダー養成研修」、「特別支援学級担当教員研修」、「特別支援教室・高等学校通級指導担当教員研修」を開講しています。

今後もこうした特別支援教育に関する専門性の向上を図る研修を実施するとともに、より多くの教員の特別支援教育に関する素養や専門性を高めるため、更なる研修内容の充実を図る必要があります。

このことから、「東京教師道場」では、児童・生徒等の実態に応じた授業改善をより一層促進させるため、特別支援教育を専門とする受講者に加え、全校種の全ての受講者を対象に特別支援教育に関する講義や演習を実施し、専門性の向上を図っていきます。

また、「特別支援教室・高等学校通級指導担当教員研修」では、小・中学校の特別支援教室で経験を重ねた教員が増えた一方で、都立高校等の通級による指導を初めて担当する教員が多いことを踏まえた研修内容の充実が求められることから、校種や経験により教員がキャリアや自身のニーズに応じて内容を選択して受講することができるようにしていきます。

さらに、「特別支援学級担当教員研修」では、知的障害に関する内容が中心になっているため、勤務経験に応じて講座を選択できるようにするとともに、自閉症・情緒障害学級担当教員を対象とした、障害種別に応じた研修内容の充実を図っていきます。

③ 島しょ地域の教員の専門性向上への支援

島しょ地域においても、全ての学校で特別支援教育に関する教員の専門性を高め、特別支援教育の充実を図っていく必要があります。

その一方、島しょ地域は学校の規模が小さく、教員数が少ないため、校内で特別支援教育に特化した研修を実施することが難しい状況があります。

こうした島しょ地域特有の事情を踏まえ、特別支援教育専門の指導主事が毎年度、島しょ地域を訪問し、特別支援教育に関する研修や教員同士の協議、教材の提供等を行っており、こうした取組を継続して、島しょ地域の全ての小・中学校及び都立高校

において、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図る機会を確保していきます。

特別支援教育専門の指導主事が島しょ地域の指導主事と連携を取り、年間計画を策定した上で訪問し、島しょ地域の全ての小・中学校及び都立高校を対象に特別支援教育に関する研修を行うなど、島しょ地域のニーズに応じた組織的な支援を展開していきます。

④ 知的障害特別支援学級の専門性向上に向けた支援

【再掲：第2章-1-(1)-③ (P.84)】

⑤ 区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事及び特別支援学級設置校管理職の専門性向上への支援

区市町村教育委員会では、教員の特別支援教育に関する専門性を高めるため、特別支援教育担当指導主事が中心となり、小・中学校の教員を対象とした研修等を実施していますが、特別支援学校や特別支援学級での勤務経験がない指導主事もいることから、都教育委員会では専門性の向上に向けた支援を行っています。

また、特別支援学級を設置する小・中学校の管理職に対しては都教育委員会が教育課程の編成などについて支援を行っています。

今後もこうした取組により、区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事や、特別支援学級を設置する小・中学校の管理職の専門性について、全都的な立場から都教育委員会が支援を行っていく必要があります。

引き続き区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事を支援するため、「特別支援教育担当指導主事等連絡協議会」を開催し、施策の説明や周知、協議や意見交換を行い、区市町村教育委員会の担当指導主事の専門性の向上を図ります。

また、特別支援学級を設置する小・中学校の管理職が、校内の特別支援学級担当教員への指導・助言を適切に行うことができるよう「特別支援学級等教育課程講習会」を引き続き開催し、特別支援教育に関する理解を深めるための支援を行います。

年次計画

取組分野	個別事業	平成 29～令和 3 年度 (第一次実施計画)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(2) 専門性の向上に向けた研修等の充実	① 指導教諭を活用した 教員全体の専門性の 向上	模範授業等の実施	・模範授業等の実 施と参加対象範囲 の拡充		
	② 特別支援教育に関する研修の充実				
	ア 特別支援教育コー ディネーター研修 の充実	特別支援教育コー ディネーター研修の 実施	・特別支援教育コー ディネーター研修の 実施 ・選べる講座の 設定・動画配信		
	イ 職層や経験に応 じた研修の充実	職層や経験年数に 応じた必修研修の 実施	・職層や経験年数に 応じた必修研修の 実施 ・研修動画等の内 容の工夫、混合グ ループでの実施 ・通級による指導及 び発達障害への理 解促進		
	ウ 教員の専門性を 高める研修の充実	・専門性向上研修 の実施 ・東京教師道場の 実施 ・特別支援教室担 当教員養成講座の 実施 ・特別支援学級担 当教員養成講座の 実施	・専門性向上研修 の実施 ・(東京教師道場) 全受講者を対象に特 別支援教育に関する 講義・演習の実施 ・(特別支援教室・ 高等学校通級指導 担当教員研修) 複数の選択制講座 の設定 ・(特別支援学級担 当教員研修) 複数の選択制講座 の設定(自閉症・情 緒障害)	・(特別支援教室・ 高等学校通級指導 担当教員研修) 講座内容の充実 ・(特別支援学級担 当教員研修) 講座内容及び障害 種別ごとの研修の 充実	
	③ 島しょ地域の教員の専門性向上への支援	・島しょ地域研修支 援事業による専門 性の向上 ・特別支援教育担 当指導主事等による研修の実施	・島しょ地域研修支 援事業による専門 性の向上 ・特別支援教育担 当指導主事等による研修の実施		
	④ 知的障害特別支援学 級の専門性向上に向 けた支援	・センター的機能を 活用した重点支援 校への計画的・継続 的支援 ・成果報告書の配布	・新たな研修の実施 など専門性向上事 業の成果普及によ るセンター的機能 の活用促進	・専門性向上事業 の成果普及による センター的機能の 活用促進	
	⑤ 区市町村教育委員会の 特別支援教育担当指導 主事及び特別支援学級 設置校管理職の専門性 向上への支援	・連絡協議会の開 催による支援 ・教育課程講習会 の開催による支援	・連絡協議会の開 催による支援 ・教育課程講習会 の開催による支援		

2 学校や区市町村に対する総合的な支援体制の充実

(1) 特別支援教育の充実に向けた学校経営力の向上

具体的な取組

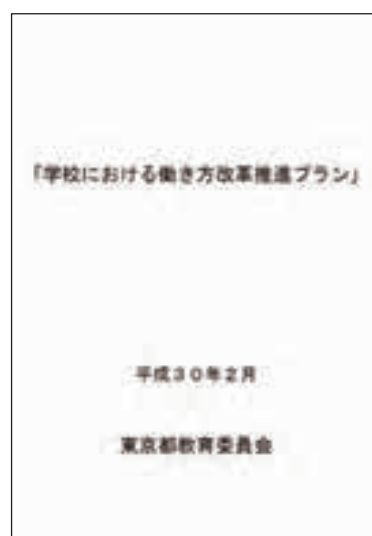
① 働き方改革の推進による学校教育の質の維持向上

学校を取り巻く環境が多様化・複雑化し、教員に求められる役割が拡大する中、学校教育の更なる充実が求められており、教員の長時間労働の実態は看過できない状況となっています。

こうした中、都教育委員会では教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図ることを目的に、平成30年2月に「学校における働き方改革推進プラン」を策定しました。その後、デジタル化の推進による業務改善や外部人材の活用等による学校を支える人員体制の確保、地域との協働活動の充実など、様々な取組により働き方改革を推進し、教員の長時間労働の改善に取り組みました。

今後こうした取組を着実に実施していくとともに、長時間労働が顕著な副校長等の負担軽減に向け、取組を拡充していく必要があります。

このため、副校長の業務を補佐する人材を配置する事業について、これまでのモデル事業の検証結果を踏まえ、令和4年度から本格実施に移行するとともに、負担の大きい校務を担う教員の授業時数を軽減することで、教員の長時間労働の改善を推進し、学校教育の質の維持向上や、学校のマネジメント力の向上を図っていきます。



② 特別支援学校における学校経営診断の実施による学校経営支援

都教育委員会では、外部有識者等の外部委員と庁内関係者で構成する「診断チーム」による都立特別支援学校の学校経営診断を実施し、学校の経営状況を客観的に把握した上で、その診断結果を踏まえて校長に改善を促し、支援を行うとともに、学校ごとの特色ある取組を明らかにして、特別支援教育の理念の実現と都立特別支援学校に対する都民の理解推進を図ってきました。

一方で、国のGIGAスクール構想やTOKYOスマート・スクール・プロジェクト

トの加速化に伴う都立特別支援学校におけるデジタル環境整備の進展や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、学校運営や学校経営の在り方が変化していることから、コロナ禍以前の評価方法や診断方法などを見直していく必要があります。

このため、都立特別支援学校の学校経営診断については、コロナ禍を踏まえた学校経営の新たな評価方法を検討した上で、効果的な学校経営診断を実施していきます。

③ 東京都学校経営支援センターによる支援

都教育委員会では、都立学校のより一層充実した学校経営と教育活動を支援するため、東京都学校経営支援センター（3センター及び3支所）を設置しています。

同センターは日常的な学校経営支援や教育活動支援、予算の執行管理支援のほか、第一次実施計画における各種事業や理解啓発事業の実施に当たっても、都立学校を迅速かつ適切に支援していく上で、重要な機能を担ってきました。

今後も都立学校における特別支援教育を推進するため、同センターによる継続的な支援を行います。

具体的には、定期的な学校経営訪問による校長の学校経営支援、随時訪問による教育活動への助言・支援や、学習活動における生徒の個に応じた合理的配慮の提供への助言・支援を行っていきます。

また、授業及び組織的な取組の好事例、先進的な取組について、定期的にメール等で学校に情報発信し、紹介するとともに、都立特別支援学校と都立高校等の教員間の相互授業参観の機会を設けるなど、教職員の理解を促進していきます。

こうした取組により、今後も都立学校の実情に応じた支援をきめ細かく行っていきます。

年次計画

取組分野	個別事業	平成 29～令和 3 年度 (第一次実施計画)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(1) 特別支援教育の充実に 向けた学校経営力の向上	① 働き方改革の推進による 学校教育の質の維持向上	・副校長を補佐する人員配置による 負担軽減事業のモデル実施 ・時数軽減による教員負担軽減	・副校長を補佐する人員配置による 負担軽減事業の実施 ・時数軽減による教員負担軽減	→	→
	② 特別支援学校における 学校経営診断の実施による 学校経営支援	学校経営診断の実施	新たな評価方法の検討	→	
	③ 東京都学校経営支援センターによる 支援	先進事例の情報共有等による支援	先進事例の情報共有等による支援	→	

(2) 特別支援教育に関する多様な支援機能の充実

具体的な取組

① 特別支援学校のセンター的機能を生かした地域等への支援

都教育委員会は、障害のある児童・生徒等のライフステージに応じた適切な支援を目的として、都立特別支援学校と地域の小・中学校等との日常的な学校間連携や、各地域における教育、保健、医療、福祉、労働等の各分野の連携により、地域性と専門性を兼ね備えたシステムとしての「エリア・ネットワーク⁸³」の整備を図ってきました。具体的には、地域の児童発達支援センターや保健センター等、各分野の関係機関と情報共有等を行っています。

都立特別支援学校は、エリア内の区市町村教育委員会、幼稚園や保育所等、小・中学校からの要請に基づく巡回相談や、研修会への講師派遣、医療的ケアに関する支援、乳幼児早期相談、副籍等による交流及び共同学習等、様々な形でセンター的機能の発揮に努めています。引き続き、都立特別支援学校が有するノウハウを活用した助言や支援を行うとともに、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童・生徒が大きく増加しているなど小・中学校等の特別支援教育の重要性が高まる中で、支援のニーズについて調査・分析を行い、センター的機能の充実を図っていきます。

また、令和3年度から都立高校等で、発達障害のある生徒を対象に、外部人材を活用した通級による指導を開始しました。今後は、都立高校等における通級による指導を支援する仕組みとして、専門的な知識やノウハウを有する都立特別支援学校と連携した仕組み（都立学校発達障害教育推進エリアネットワーク）を構築していきます。

② 都教育委員会の指導主事等の派遣による支援

都教育委員会では、区市町村教育委員会や都内公立学校等からの申請を受けて、東京都教職員研修センター等から指導主事等を派遣し、課題解決を図る「都教委訪問」事業を実施し、特別支援教育に携わる教員等への助言などを通じ、支援をしてきました。

今後も区市町村教育委員会や都内公立学校における特別支援教育に関する諸課題を解決していくために、都教育委員会の支援が求められています。

このため、引き続き特別支援教育担当指導主事等を派遣する「都教委訪問」事業を実施し、教員等へ効果的な指導・助言を行っていきます。「都教委訪問」事業の実施に

⁸³ 各区市町村を基礎的な単位として教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関等が相互に密接な連携を図り、互いの機能を有効に活用するネットワーク

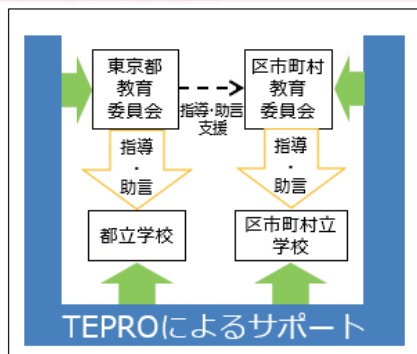
当たっては、指導主事による授業への指導・支援に加え、特別支援教育の校内支援体制の構築に資する訪問研修や汎用性のある資料提供などにより、内容の一層の充実を図っていきます。

③ 東京学校支援機構（TEPRO）による学校への多角的な支援

都教育委員会が、都内公立学校をきめ細かくサポートする多角的支援組織として令和元年7月に設立した東京学校支援機構（以下「TEPRO」という。）では、多様な外部人材を安定的に確保する機能、教員サポート機能、学校の事務集約機能の三つの機能を柱として展開し、学校の実情を踏まえたきめ細かく継続的な支援を実施しています。

今後は特別支援教育に携わる教職員の負担軽減と教育の質の向上の両立を図るため、学校活動に意欲のあるサポーターと都内公立学校を結びつける「TEPRO Supporter Bank（ティープロ サポーターバンク）」において、各種広報活動の展開により個人や企業、団体等のサポーター登録者の拡大を図るとともに、区市町村教育委員会や都内公立学校における一層の活用を促進していきます。

また、サポーターによる学校支援活動の好事例等を都内公立学校へ周知するなど、学校へのアプローチを強化することで、学校とサポーターとのマッチングの一層の推進に取り組んでいきます。



【TEPROによるサポートのイメージ】



【都立特別支援学校で感染症対策支援を行うサポーター】



④ 合理的配慮の適切な提供に向けた支援

ア 合理的配慮の提供事例の収集及び発信

全ての学びの場で、障害のある児童・生徒等の能力等を最大限に伸ばしていくためには、児童・生徒等や保護者等の申出に応じて、合理的配慮の提供を適切に行っていく必要があります。

このため、都教育委員会では日々の学校生活の中で配慮すべき事項や、学校生活全般における対応の具体例等を提示するとともに、様々な障害の特性について説明する「障害者差別解消法ハンドブック」を発行し、各都立学校で適切な対応が行われるよう徹底を図っています。

今後この「障害者差別解消法ハンドブック」について、都立学校及び区市町村立学校へ周知を図るとともに、実際の合理的配慮の提供事例を収集・蓄積し、広く学校へ発信することで、学校現場における合理的配慮が適切に行われるよう支援していきます。



イ 小・中学校における合理的配慮の適切な提供のための環境整備

小・中学校において合理的配慮を適切に提供していくためには、そのための環境整備を進めていく必要があります。

このため、区市町村教育委員会が、連携支援コーディネーター⁸⁴の配置による医療・保健・福祉・労働等の関係機関とのネットワークの構築や、医療的ケアを実施するための看護師等の配置による環境整備を進められるよう、都教育委員会は、文部科学省の教育支援体制整備事業費補助金の活用を促してきました。

また、都教育委員会では、小・中学校における医療的ケア実施体制の充実のため、夏季休業日等に医療的ケアに関する研修を開催し、小・中学校の教員等の参加を募ってきました。

医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、医療的ケア児が増加傾向にあるなど、小・中学校における合理的配慮を提供するための環境整備の重要性は一層高まっています。

都教育委員会は、引き続き教育支援体制整備事業費補助金について周知を図り、

⁸⁴ 区市町村教育委員会が医療・保健・福祉・労働などの関係機関等との相互連携の下で、広域的な地域支援のための有機的なネットワークを形成するにあたり必要に応じて配置する、関係機関等との適切な連携を支援するコーディネーター

積極的な活用の促進や、医療的ケアに関する研修への小・中学校教員等の参加、活用事例等についての必要な情報提供など、区市町村教育委員会による小・中学校の合理的配慮の適切な提供のための環境整備を促進していきます。

⑤ 発達障害教育に関する教員等への支援

都教育委員会では、発達障害に関する教職員の資質向上や教育相談機能の充実を図るため、区市町村教育委員会や都立学校等からの要請に応じ、東京都教育相談センターから心理職や指導主事等を各学校に派遣し、研修や事例検討会を実施してきました。

また、不登校の児童・生徒について、発達障害の有無にかかわらず、都教育委員会の「自立支援チーム」と同センターの心理職が連携を図り、一人一人の発達等の状況に応じた心理面のサポートを継続的に行ってきました。

全ての小・中学校への特別支援教室の導入が完了したことや、都立高校等において通級による指導が導入されたことを踏まえ、今後もこうした取組の充実が必要です。

このため、同センターにおいて、区市町村教育委員会や都立学校等の要請に応じて発達障害に関する要請研修訪問や事例検討会を実施し、学校や教職員等の教育相談にかかわる資質の向上や校内における教育相談機能の支援を図るとともに、事業の効果的な周知について検討していきます。

また、都教育委員会に設置している不登校・中途退学未然防止対策を行う「自立支援チーム」と同センターが連携を図り、発達障害の可能性があると考えられる児童・生徒も含めた不登校の児童・生徒への心理的なサポートも引き続き行っていきます。

⑥ 教員による特別支援教育に係る研究活動の活性化

都教育委員会は、教員が組織する学校教育に関する研究団体による研究の成果を普及し、都の全ての教員が共有できるようにするため、「東京都教育委員会研究推進団体支援事業」を実施しています。

この事業では、対象となっている研究推進団体に対して、研究会等への指導主事等の派遣、東京都教職員研修センターのホームページにおける研究会等の紹介、研究成果の普及のための経費等の支援を行っています。

研究推進団体の中には特別支援教育に関する研究を行う団体も多くあり、これらの団体に所属する教員の自主的な研究活動の活性化は、教員の指導力の向上や特別支援教育の充実などにつながることから、引き続き研究推進団体を支援し、教員の自主的な研究活動を促進するとともに、その研究成果について都内全体に普及させていきます。

年次計画

取組分野	個別事業	平成 29～令和 3 年度 (第一次実施計画)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
(2) 特別支援教育に関する多様な支援機能の充実	① 特別支援学校のセンター的機能を生かした地域等への支援	区市町村と連携した「エリア・ネットワーク」機能による小・中学校等への支援、支援ニーズの調査・分析	・区市町村と連携した「エリア・ネットワーク」機能による小・中学校等への支援、支援ニーズの調査・分析 ・都立版エリアネットワークの構築・活用	→	→	
	② 都教育委員会の指導主事等の派遣による支援	都教委訪問の実施	都教委訪問の実施	→	→	
	③ 東京学校支援機構(TEPRO)による学校への多角的な支援	都内公立学校への多角的な支援 ・多様な外部人材を安定的に確保する機能 ・教員サポート機能 ・学校の事務集約機能	都内公立学校への多角的な支援 ・多様な外部人材を安定的に確保する機能 ・教員サポート機能 ・学校の事務集約機能	→	→	→
	④ 合理的配慮の適切な提供に向けた支援					
	ア 合理的配慮の提供事例の収集及び発信	ハンドブックの周知、必要に応じてハンドブックの更新	ハンドブックの周知、必要に応じてハンドブックの更新	→	→	
	イ 小・中学校における合理的配慮の適切な提供のための環境整備	教育支援体制整備事業費補助金の活用促進	教育支援体制整備事業費補助金の活用促進	→	→	
	⑤ 発達障害教育に関する教員等への支援	・学校への心理職、指導主事等の派遣 ・相談センターと自立支援チームとの連携	・学校への心理職、指導主事等の派遣 ・相談センターと自立支援チームとの連携 ・事業の効果的な周知の検討	→	→	・事業の効果的な周知の実施 →
	⑥ 教員による特別支援教育に係る研究活動の活性化	研究推進団体への活動支援 ・研究活動に係る費用の支援 ・研究発表会への指導主事の派遣	研究推進団体への活動支援 ・研究活動に係る費用の支援 ・研究発表会への指導主事の派遣	→	→	→

(3) 特別支援教育に関する就学相談及び教育相談等の機能の充実

具体的な取組

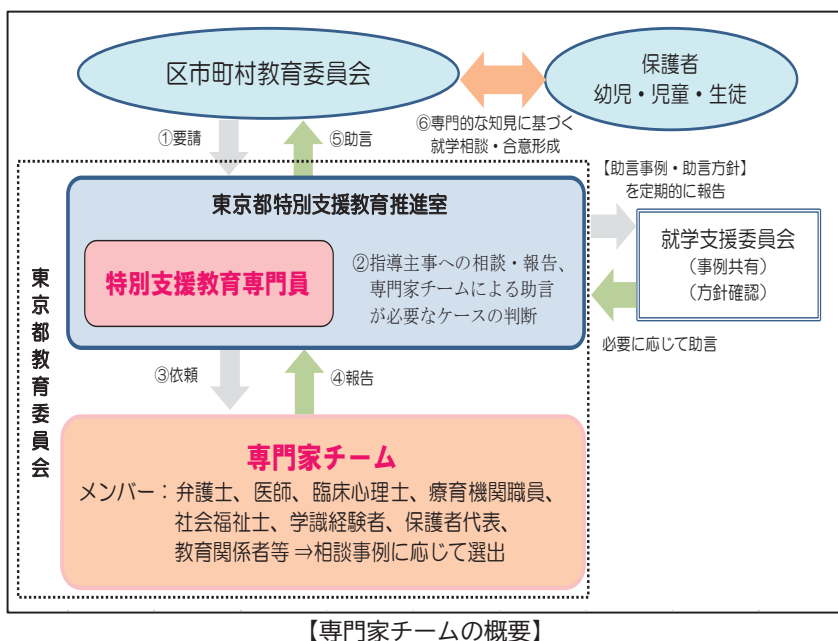
① 就学相談の機能充実

ア 専門家チームの柔軟な活用

障害のある児童・生徒等や様々な教育的支援を必要とする児童・生徒等の増加に伴い、区市町村教育委員会における就学相談⁸⁵の件数は年々増加し、また相談内容も多様化・複雑化しています。

区市町村教育委員会が保護者との合意形成の下で、障害のある児童・生徒等がその能力を最大限に伸ばせる就学先を決定するためには、医療の進歩や最新の法改正等、様々に変化する状況に対応できる専門的な視点を持ちながら、円滑に就学相談を進めることが重要となります。

こうしたことから、都教育委員会では、専門的な知見に基づく助言を行うことができる「専門家チーム⁸⁶」を平成29年度に東京都特別支援教育推進室⁸⁷に設置し、区市町村教育委員会における就学相談の合意形成を支援しています。



⁸⁵ 就学相談は、障害のある児童・生徒等が、その障害の状態や程度に応じた最も適切な就学先を決定していくために、教育委員会と保護者が行う相談のことであり、義務教育段階の相談の実施主体は区市町村教育委員会である。

⁸⁶ 区市町村教育委員会における就学相談の過程で、保護者との合意形成を円滑に図れるよう支援するため、都教育委員会が設置しているチームのこと。区市町村教育委員会の要請に応じて、都教育委員会として、弁護士、医師、臨床心理士、療育機関職員、社会福祉士、学識経験者、保護者代表、教育関係者等の、専門的な知見に基づく助言を行うことができる体制を整備している。

⁸⁷ 東京都特別支援教育推進室は、全都的な視野に立って特別支援教育を推進するセンターとして、平成20年度に設置している。主な機能として、「就学支援機能」「就労支援機能」「関係機関の連絡調整機能」「理解啓発機能・情報提供機能」を備えている。

区市町村教育委員会が設置する就学支援委員会⁸⁸において、就学先の決定が保護者の意見と一致していない事例は、専門家チームを設置する前の平成 28 年度の 8.3%から令和 2 年度は 5.5%と低減しており、今後も専門家チームの一層の活用を図ることが求められます。

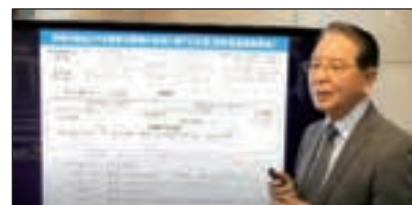
このため、引き続き専門家チームが当事者との面談や児童・生徒等の行動観察等の結果を踏まえて専門的見地から助言を行い、区市町村教育委員会が就学相談の過程で、保護者と円滑な合意形成を図ることができるよう支援していきます。

また、専門家チームの活用について、区市町村教育委員会に対して積極的な働きかけを行うとともに、要請に応じて、Web 会議の活用や相談ケースに応じた専門家チーム委員の個別招集など、より迅速な対応方法を検討し、実施していきます。

あわせて、就学時のみならず、進級時などの機会を捉えた学びの場の柔軟な見直しのための転学の促進に向け、専門家チームが転学後の配慮事項等を踏まえた専門的な知見を区市町村教育委員会に助言していきます。

イ 就学相談担当者講習会の充実

就学相談の件数が増加し、相談内容が多様化・複雑化している状況にあって、就学相談を円滑に進めていくためには、区市町村教育委員会の就学相談担当者の専門性の向上を図ることが重要です。このため、東京都特別支援教育推進室において、就学相談担当者講習会や対応事例検討会、情報交換会を開催し、就学相談担当者の専門性向上を支援してきました。



【就学相談担当者講習会の様子】

一方、区市町村教育委員会の就学相談担当者は人事異動等により、初めて就学相談に携わることも多いことから、今後も講習会等の一層の充実を図る必要があります。

このため、就学相談担当者講習会等において、文部科学省が令和 3 年 6 月に策定した「障害のある子供の教育支援の手引」の内容を踏まえた、最新の情報を提供していきます。

また、より多くの就学相談担当者の就学相談への理解促進や専門性の向上を図るため、講習会等について対面の集合形式での実施に加え、動画配信等でも実施するなど、就学相談担当者への支援を充実させていきます。

⁸⁸ 就学先の決定を行う区市町村教育委員会は、就学先となる学校や学びの場の検討に当たり、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取することが必要であり、これらの専門家が参加して多角的、客観的に検討を行う場として就学支援委員会（教育支援委員会等の名称を用いることもある。）を設置している。

ウ 就学前の早期からの保護者への情報提供

都教育委員会では、保護者が障害のある児童・生徒等本人の能力を最大限に伸長するという視点から最適な学びの場を選択することができるよう、療育施設における説明会のほか、就学相談に関するリーフレットや、都の発達障害教育に関するリーフレットの配布により、就学前の保護者への理解啓発を図ってきました。

今後とも障害のある児童・生徒等本人と保護者、教育委員会、学校が多様な学びの場に関する共通理解を図ることができるよう、こうした取組を継続するとともに、さらに就学前の早期から保護者の理解啓発に取り組む必要があります。

このため、療育施設に通所する就学予定の幼児の保護者向けに説明会を実施し、保護者に対して就学相談や多様な学びの場に関する情報提供を行います。

また、幼稚園、保育所に通う就学予定の4歳児（いわゆる年中クラス）の保護者等を対象として、今後とも障害のある子供の教育や就学相談に関するリーフレットを配布することで、保護者の早期からの理解を促進していきます。

さらに、主に就学前の5歳児（いわゆる年長クラス）の保護者等を対象に、引き続き小・中学校の特別支援教室の概要等をまとめた都の発達障害教育に関するリーフレットを配布することで、発達障害のある子供の適切な就学を促進し、早期から必要な指導・支援につながるよう、理解啓発を図っていきます。

加えて、保護者が就学前の早期の段階で、都の特別支援教育について正しく理解し、障害のある児童・生徒等本人にとって最適な学びの場を選択するための参考となる「保護者向けガイド」を新たに作成し、配布することで、理解促進を図っていきます。

【就学相談に関するリーフレット】

エ 東京都特別支援教育推進室による様々な支援

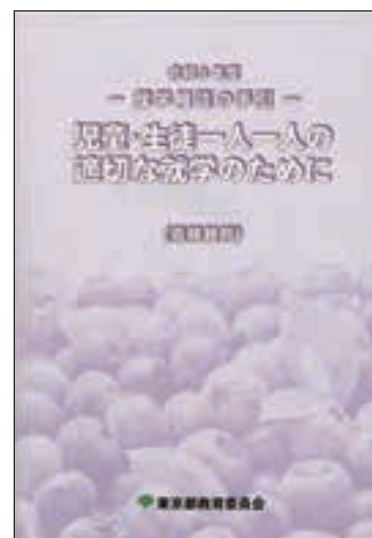
都教育委員会では、障害のある児童・生徒等一人一人の適切な就学を図るため、東京都特別支援教育推進室において就学相談の基本的な事項や流れ等を説明した「就学相談の手引」の作成や、特別支援教育関係資料等の閲覧・貸出、専用ホームページによる広報、区市町村における早期支援体制構築への支援といった、区市町村教育委員会の就学相談及び教育相談等に資する様々な支援を実施してきました。



【東京都特別支援教育推進室】

今後も障害のある児童・生徒等の増加や、区市町村教育委員会における就学相談件数の増加を踏まえ、こうした取組を継続する必要があります。

このことから、「就学相談の手引」を引き続き作成するとともに、発達検査器具や指導資料、専門図書、DVD等の特別支援教育関係資料の閲覧・貸出、専用ホームページの更なる充実などにより、区市町村教育委員会における就学相談及び教育相談等を支援していきます。



オ 特別支援学校の教育相談機能の充実

全ての都立特別支援学校では、その高い専門性を活かし、地域における障害のある児童・生徒等の保護者等を対象に、発達の程度や障害の状態に応じた教育、進路等に関する教育相談⁸⁹を実施し、相談内容に応じた適切な助言や関係機関の紹介を行うことにより、必要な支援につないでいます。

また、都立特別支援学校と、在籍している児童・生徒等の保護者が連携し、特別支援学校への入学を検討している保護者のために相談の場を設定することで、ニーズに応える情報提供の充実を図っています。

今後も全ての都立特別支援学校において教育相談を実施するとともに、特別支援学校への入学を検討している保護者が、特別支援学校での学校生活等について相談できる場を設定することで、障害のある児童・生徒等の保護者への組織的な支援を実施していきます。

⁸⁹ 教育相談は、幼児・児童・生徒の発達の程度や障害の状態に応じて、必要な支援・援助を得るためなどに行うことも含め、様々な教育上の問題に対して、その望ましい在り方に関する相談活動のことをいう。都立特別支援学校は、就学相談が円滑に進むよう、都立特別支援学校のもつ専門性を生かし、保護者に対して就学に関することや教育内容等についての情報提供を行うなど、早期からの教育相談機能の発揮に取り組んでいる。

② 東京都教育相談センターにおける相談の充実

都教育委員会では、発達障害に関する児童・生徒及び保護者等からの電話相談や来所相談を東京都教育相談センターで実施し、相談内容に応じた適切な助言や関係機関の紹介により必要な支援につないでいます。

また、高校中途退学者や中学校で不登校となっている生徒及びその保護者を支援する「青少年リスタートプレイス事業⁹⁰」や、不登校や登校しぶり、ひきこもり状態にある児童・生徒及び保護者を支援する「思春期サポートプレイス事業⁹¹」の参加者の中には、発達障害の可能性があると考えられる児童・生徒も含まれることから、心理職による相談、本人のコミュニケーション能力や進路に向かう意識等を高めるための支援を行っています。

今後とも同センターにおいて発達障害に関する電話相談、来所相談を実施し、必要な支援につなぐとともに、不登校やひきこもり状態にある児童・生徒の学校復帰や社会参加などに向け、組織的な支援を実施していきます。

また、「青少年リスタートプレイス事業」や「思春期サポートプレイス事業」では、発達障害の可能性があると考えられる児童・生徒への支援を継続していくとともに、これらの事業について、効果的な周知方法を検討し、実施していきます。

⁹⁰ 高校を中途退学した生徒や高校での就学経験がない子供、小・中学校で不登校や登校しぶりの状態にある子供とその保護者を支援する事業。都立高校等への就学希望者を対象に、就学に向けた計画的・継続的な支援を行う「就学サポート」や、「リスタートのための学校説明会」、「リスタート通信」の送付等を実施している。

⁹¹ 主に学齢期・思春期の不登校やひきこもり状態にある子供とその保護者を支援する事業。講演会のほか、保護者を対象に助言者を交えたグループミーティングを実施することで、心理や医療の専門家を交え共に考える場を保護者に提供し、子供の将来的な社会的自立を支援している。

年次計画

取組分野	個別事業	平成 29～令和 3 年度 (第一次実施計画)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(3) 特別支援教育に関する就学相談及び教育相談等の機能の充実	① 就学相談の機能充実				
	ア 専門家チームの柔軟な活用	専門家チームによる区市町村教育委員会への助言・支援	・専門家チームによる区市町村教育委員会への助言・支援		
	イ 就学相談担当者講習会の充実	就学相談担当者講習会等による専門性向上への支援	動画配信も活用した講習会等による専門性向上への支援		
	ウ 就学前の早期からの保護者への情報提供	・就学前の療育施設の保護者向け説明会の開催 ・障害のある子供の教育や就学相談に関するリーフレットの作成 ・発達障害に関するリーフレットの作成	・就学前の療育施設の保護者向け説明会の開催 ・障害のある子供の教育や就学相談に関するリーフレットによる理解促進 ・発達障害に関するリーフレットによる理解促進 ・保護者向けガイドの内容検討		・保護者向けガイドによる理解促進
	エ 東京都特別支援教育推進室による様々な支援	・「就学相談の手引」の作成 ・発達検査器具等の閲覧・貸出等 ・専用ホームページの改修検討	・「就学相談の手引」の作成 ・発達検査器具等の閲覧・貸出等 ・専用ホームページの充実		
	オ 特別支援学校の教育相談機能の充実	保護者のニーズに応える情報提供の充実	保護者のニーズに応える情報提供の充実		
	② 東京都教育相談センターにおける相談の充実	・発達障害教育に関する相談等の実施 ・青少年リスタートプレイス事業の実施 ・思春期サポートプレイス事業の実施	・発達障害教育に関する相談等の実施 ・青少年リスタートプレイス事業の実施 ・思春期サポートプレイス事業の実施 ・効果的な周知方法の検討・実施		

3 関係機関等との連携強化及び特別支援教育の理解促進

(1) 一貫した指導・支援の充実に向けた関係機関等との連携強化

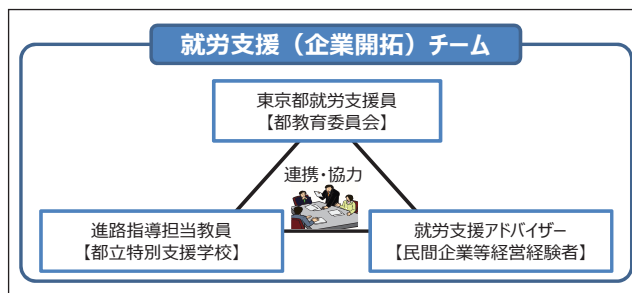
具体的な取組

① 就労支援（企業開拓）チームによる企業開拓

都教育委員会では、都立特別支援学校高等部に在籍する生徒の就労支援の充実を図るため、都内の5ブロック⁹²（城東・城南・城北・多摩北部・多摩南部）において、民間企業で障害者雇用に関わるなど、障害者雇用に関する専門的な知見をもつ人材を就労支援アドバイザー⁹³に委嘱するとともに、都立特別支援学校の進路指導担当教員及び東京都特別支援教育推進室の東京都就労支援員⁹⁴を加えた「就労支援（企業開拓）チーム」を編成し、生徒の実習受入企業の拡大を進め、生徒の就労先となる企業の開拓を行ってきました。

今後も生徒の自立と社会参加に向けて、更に企業への就労を希望する生徒の就労につなげていくため、より効果的な就労支援を展開していく必要があります。

このため、「就労支援（企業開拓）チーム」により、生徒の実習受入企業の拡大や就労先となる企業の開拓を引き続き進め、生徒の自立と社会参加に向けた支援に取り組むとともに、このチームを活用し、都立特別支援学校の進路指導担当教員の進路指導や職業教育に関する専門性の向上を図っていきます。



【就労支援（企業開拓）チームの概要】

⁹² 都教育委員会では都内全域を五つのブロックに分け、各ブロックの就業技術科設置校5校を中心に、ブロック内の職能開発科・普通科が連携し、進路指導や職業教育の充実を図っている。

⁹³ 就労支援アドバイザーはその専門性を活かし、都立特別支援学校の進路指導担当者や東京都就労支援員とともに、生徒の実習先企業やインターンシップへの協力企業の開拓を行うほか、企業への障害者雇用に関する理解促進や、都立特別支援学校におけるキャリア教育や職業教育への支援を行っている。

⁹⁴ 特別支援学校における就労支援業務や、民間企業における障害者雇用業務に関する知識や経験を有し、実習先企業や雇用先企業の開拓と情報管理、都立特別支援学校生徒の就労に関する理解啓発、関係機関との連絡調整等の業務を行う都の職員

② 企業向けセミナー等の開催

都立特別支援学校高等部に在籍する生徒の企業就労の拡大とインターンシップの活用を促進するため、都教育委員会では産業労働局、福祉保健局と共催で都内の5ブロックの都立特別支援学校において「企業向けセミナー」を毎年度開催するとともに、東京都特別支援教育推進室が協力し、都の関係局や行政機関、団体等が主催する就労イベント等へ都立特別支援学校高等部の生徒が参加して実演を行うこと等により、企業の採用担当者等の理解を促進することで、生徒の企業就労の機会の拡大を図ってきました。

都教育委員会では、都立特別支援学校において企業へ就労を希望する生徒が増加している状況を踏まえ、今後も生徒の企業就労の機会の一層の拡大が必要なことから、こうした企業への理解促進の取組を継続していきます。

また、都内のブロックごとの都立特別支援学校において、障害者雇用を検討する企業向けのセミナーを開催し、インターンシップの受入事例の紹介や、作業学習等の参観を通して、生徒の企業就労の機会の拡大を図っていきます。

さらに、東京都特別支援教育推進室が産業労働局等の開催する障害者雇用支援フェアへ積極的に協力し、都立特別支援学校高等部の生徒が参加するビルクリーニングやカフェサービス等の実演コーナーを設けるなど、都立特別支援学校生徒の就労に関する理解を促進していきます。



【障害者雇用支援フェアにおける高等部生徒の実演コーナー】

③ 民間等の活用による企業開拓

都立特別支援学校高等部に在籍する生徒の就労支援のため、「就労支援（企業開拓）チーム」に加えて、民間企業を活用して未開拓の実習先企業の発掘を行っています。民間企業が新規に開拓した企業については「就労支援（企業開拓）チーム」が企業と職場環境の調整や実習に向けた調整を図り、都立特別支援学校高等部の生徒に実習先企業とし



【民間等の活用による企業開拓の概要】

て紹介を行っています。

都立特別支援学校高等部に在籍する生徒の増加に伴い、企業への就労を希望する生徒が増加していることから、今後も実習先企業の一層の開拓が必要です。

このため、今後も調査や民間職業紹介などを行う企業等、民間企業を活用した企業開拓を継続し、より多くの実習先企業を発掘し、都立特別支援学校高等部に在籍する生徒に紹介することで、職業的な自立を支援していきます。

また、民間企業に加え、東京労働局や業界団体等との連携による実習先企業を発掘についても検討し、より多くの実習先企業の開拓及び確保を図っていきます。

④ 特別支援学校卒業生の職場定着支援

都立特別支援学校の進路指導担当教員は、都立特別支援学校を卒業し、就労した者の職場定着を支援するとともに、公共職業安定所（ハローワーク）や区市町村就労支援事業⁹⁵等の地域の就労支援機関へ支援の中心的な役割を引き継ぐことで、都立特別支援学校卒業生の就労定着を促進してきました。

一方、近年の都立特別支援学校高等部に在籍する生徒の増加や、職業教育、進路指導等の充実などにより企業へ就労する卒業生が増加していることから、職場定着を支援する体制を強化するための新たな仕組みを構築します。

具体的には、これまで生徒の実習受入企業の拡大を進め、生徒の就労先となる企業の開拓を行ってきた、都内5ブロックに編成している「就労支援（企業開拓）チーム」を基に、東京都特別支援教育推進室の東京都就労支援員の増員を図り、都立特別支援学校の進路指導担当教員及び就労支援アドバイザーを加えた「就労移行支援（職場定着）チーム」を新たに編成します。

「就労移行支援（職場定着）チーム」では、東京都就労支援員が進路指導担当教員と連携し、都立特別支援学校卒業生の就労先企業への訪問や、地域の就労支援機関への支援の移行について中心的な役割を果たしていきます。このことにより、教員の経験等だけに頼ることのない就労定着支援体制を構築し、都立特別支援学校卒業生の教育から就労への円滑な移行を促進することで、生徒の実習先企業の拡大から職場定着までを一体的に支援していきます。

⁹⁵ 障害者の就労を支援するとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域である区市町村ごとに就労面と生活面の支援を一体に提供している。

⑤ 学校と地域とのつながりの強化

ア 特別支援学校と地域との関係強化

共生社会の実現に向けては、特別支援学校が中心となって、地域の人々との交流を一層深めていくことが必要であることから、都立特別支援学校において地域の福祉避難所開設を想定した宿泊防災訓練や、地域の高齢者施設等との交流、地域の幼稚園や小・中学校及び都立高校等と障害者スポーツ等を通じた交流などに取り組んでいます。

今後も都立特別支援学校の児童・生徒等や教職員と地域の人々が、顔と顔が分かる関係になり、相互に支援し合っていくための関係づくりを推進していく必要があります。

このため、学校行事等における協力連携や、障害者スポーツを介した地域交流、防災訓練等の機会を生かし、都立特別支援学校と地域の人々との交流を一層深めていく取組を実施します。

また、宿泊防災訓練の実施に際しても、地域との一層の関係強化を図っていきます。



【地域の商業施設と連携した都立特別支援学校児童・生徒の作品展示の様子】



【都立特別支援学校と地域の交流イベントの様子】

イ 特別支援学校における放課後子供教室の支援

都教育委員会では、障害のある児童・生徒の放課後等における安全・安心な居場所づくりと、障害のある児童・生徒が心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、平成 22 年度から都立特別支援学校における放課後子供教室事業を実施しています。

今後も都立特別支援学校の児童・生徒の放課後等における豊かな体験や交流活動の場の確保のため、放課後子供教室の支援を行っていく必要があります。

このため、放課後子供教室の運営主体である保護者等を中心とした団体と都立特別支援学校が連携し、地域の住民や退職教員、NPOや企業等の協力を得て、土日や長期休業中等における様々な体験・交流活動を推進していきます。

また、各校の特色ある活動を全実施校に情報提供するとともに、運営団体間で情報交換ができる機会を設定するなどして、活動の支援を行っていきます。

年次計画

取組分野	個別事業	平成 29～令和 3 年度 (第一次実施計画)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(1) 一貫した指導・支援の充実に向けた関係機関等との連携強化	① 就労支援(企業開拓)チームによる企業開拓	実習受入企業や就労先企業の開拓	実習受入企業や就労企業の開拓		
	② 企業向けセミナー等の開催	・企業向けセミナーの開催 ・他団体等が主催する就労イベントへの参加	・企業向けセミナーの開催 ・他団体等が主催する就労イベントへの参加		
	③ 民間等の活用による企業開拓	生徒の実習先の開拓・確保	・生徒の実習先の開拓・確保 ・東京労働局等との連携による実習先の確保		
	④ 特別支援学校卒業生の職場定着支援	(新規事業)	・就労移行支援(職場定着)チームによる職場定着支援		・成果検証
	⑤ 学校と地域とのつながりの強化				
	ア 特別支援学校と地域との関係強化	「夏祭り」などの交流の機会を活用した関係強化	「夏祭り」などの交流の機会を活用した関係強化		
	イ 特別支援学校における放課後子供教室の支援	運営団体相互の連携による放課後子供教室の支援	運営団体相互の連携による放課後子供教室の支援		

(2) 共生社会の実現に向けた特別支援教育の理解促進

具体的な取組

① 特別支援学校の授業公開や公開講座等の実施を通じた理解促進

ア 特別支援学校の特色ある取組による地域の理解促進

新しい学習指導要領では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという理念の実現を、社会との連携や協働により図っていくことが示されています。

これまで都立特別支援学校では、様々な特色ある取組により地域との交流を図り、特別支援学校への理解促進に取り組んできました。

今後も学校が所在する地域の状況等を踏まえ、工夫を凝らした交流の取組を充実していく必要があります。

このため、都立特別支援学校において、生徒が授業で製造したお菓子や製品等の販売、喫茶店やレストランの運営、地域の清掃活動など、様々な特色ある取組により地域との交流を図り、都立特別支援学校に対する理解を促進していきます。

イ 特別支援学校における積極的な授業公開

保護者や都民に対し、特別支援教育や特別支援学校の教育活動に関する理解促進を図り、開かれた学校づくりを推進するため、都立特別支援学校において積極的な授業公開を行っています。

実際の教育現場を見ることは、特別支援教育を理解するために最も効果的であることから、こうした授業公開を今後も継続して実施していく必要があります。

このため、より多くの人々に参加してもらえるよう、都教育委員会や各都立特別支援学校のホームページ及びツイッターに授業公開日程を掲載するなど、様々な形で情報発信を行った上で、都立特別支援学校全校で積極的な授業公開を行うとともに、動画やオンライン配信による授業公開の実施を検討していきます。

また、他校の授業公開の事例を学校間で共有することで、都立特別支援学校における授業公開実施の工夫に取り組んでいきます。

ウ 特別支援学校における公開講座の実施

都立特別支援学校では公開講座として、障害のある人々の豊かな地域生活と社会参加を促進するための「障害者本人講座」や、障害のある人々への理解と交流を深めることを目的とする「ボランティア養成講座」を実施し、都立特別支援学校がもつ教育機能を地域に向けて提供しています。共生社会の実現に向けては、今後もこうした公開講座を継続して実施していく必要があります。

このため、都立特別支援学校において障害のある人々がレクリエーションやスポーツなどで共に活動する「障害者本人講座」や、障害のある人々への理解や支援について学ぶとともに、交流を深める「ボランティア養成講座」を引き続き実施していきます。

② 特別支援学校と地域の小学校、中学校、高校等との学校間交流及び共同学習

共生社会の実現に向け、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が交流する機会を増やし、互いを思いやる心を育てていくことが重要です。

これまで、副籍制度の活用や学校間交流などにより、都立特別支援学校と地域の小・中学校及び都立高校等との双方向による学校間での交流を進めてきました。

今後も様々な機会を活用して、交流の機会の創出を図っていく必要があります。

具体的には、副籍制度による交流や、障害者スポーツによる交流活動など様々な機会において、オンラインも活用しながら特別支援学校と地域の小・中学校及び都立高校等との双方向による学校間交流や共同学習に取り組んでいきます。



【オンラインによる都立特別支援学校と地域の小学校の学校間交流の様子】

また、交流及び共同学習の事例や、都立特別支援学校と授業研究連携校との連携事例等を収集し、紹介していきます。

こうした取組を通して、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の学校間での交流を推進することで、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てるとともに、多様性を尊重する心を育てていきます。

③ 都民の理解の促進

ア 都民の特別支援教育の理解促進に向けた取組の充実

都教育委員会ではこれまで、東京都学校経営支援センターを中心として、都内3地域において特別支援教育の理解促進に向けたイベントを実施してきたほか、毎年11月の第1土曜日を「東京都教育の日」として、都立特別支援学校の学校公開や文化祭の開催等により、特別支援教育の理解促進に取り組んできました。



【理解促進イベントの様子】



【都内3地域における特別支援教育の理解促進に向けたイベントのポスター】

共生社会の実現に向けて、今後より多くの人々の特別支援教育に関する理解を促進していく必要があります。

このため、これまでの理解啓発イベントの実績を踏まえつつ、より効果的な方策を検討した上で、都民を対象として特別支援教育の理解促進に向けた行事を充実していくことで、特別支援教育に関する理解を浸透させていきます。

また、都や民間企業等が主催するイベントに特別支援教育に関するブースを出展する等、新たなイベントの方策についても検討していきます。

イ 特別支援教育に関する情報発信

特別支援教育への理解を促進するため、平成31年3月にリーフレット「一人一人のニーズに応じた教育」を発行するとともに、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で会場での開催を中止した「東京都特別支援学校アートプロジェクト特別展」の作品をインターネット上で展示する等、広く情報発信をしてきました。

今後より多くの人々の理解を促進していくため、必要な情報を適時・適切に提供していく必要があります。

このため、特別支援教育の充実に向けた取組



や成果等の情報について、都教育委員会や東京都特別支援教育推進室のホームページに掲載するほか、インターネット上に新しく「Web 美術館（仮称）」を開設し、アートプロジェクト展で展示した作品を掲載する等して、広く情報発信をしていきます。

年次計画

取組分野	個別事業	平成 29～令和 3 年度 (第一次実施計画)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(2) 共生社会の実現に向けた特別支援教育の理解促進	① 特別支援学校の授業公開や公開講座等の実施を通じた理解促進				
	ア 特別支援学校の特色ある取組による地域の理解促進	作業製品の販売や学校が運営するレストランなどにおいて、地域との交流・理解を促進	作業製品の販売や学校が運営するレストランなどにおいて、地域との交流・理解を促進		
	イ 特別支援学校における積極的な授業公開	積極的な授業公開の実施	・様々な情報発信を行った上で、全校で積極的な授業公開を実施 ・動画やオンラインによる授業公開の検討・実施		
	ウ 特別支援学校における公開講座の実施	障害者本人講座、ボランティア養成講座の実施	障害者本人講座、ボランティア養成講座の実施		
	② 特別支援学校と地域の小学校、中学校、高校等との学校間交流及び共同学習	様々な機会を活用した学校間交流の充実	様々な機会を活用した学校間交流の充実		
	③ 都民の理解の促進				
	ア 都民の特別支援教育の理解促進に向けた取組の充実	理解促進イベントの実施	・理解促進イベントの実施 ・新たな方策の検討・実施		
	イ 特別支援教育に関する情報発信	ホームページ等の活用による情報発信	ホームページ等の活用による情報発信		